日高村教育振興基本計画

～人と人、人と自然が輝き合う　元気創造拠点・日高村～

令和２年３月

日高村教育委員会

目　　次

第１章　はじめに

１　計画策定の背景と趣旨 ……1

２　計画の位置づけと期間 ……1

第２章　日高村の教育を取り巻く現状と課題

１　学校教育

（1）チーム学校の推進 ……2

（2）基礎学力の定着と学力向上 ……2

（3）保・小・中連携教育の推進 ……3

（4）保育士及び教職員の指導力の向上 ……4

（5）特別支援教育の推進 ……4

（6）心の教育の推進 ……5

（7）小規模・複式教育の推進 ……6

（8）国際理解教育及び情報教育の推進 ……6

（9）体育・食育の推進 ……7

（10）デジタル社会に向けた教育の推進 ……7

（11）安全・安心な教育環境の充実 ……7

２　学校・家庭・地域の連携 ……9

３　地域教育

（1）生涯学習の推進 ……9

（2）人権教育の推進 ……10

（3）子どもの居場所づくり ……10

（4）村立図書館の運営 ……10

（5）地域スポーツの振興 ……11

（6）文化・芸術活動の振興 ……12

４　総合的な教育支援

（1）家庭、地域の子育て力の向上 ……13

（2）子育て支援制度・支援サービス ……13

（3）教育相談、就学指導、要保護児童対策 ……13

（4）子どもの安全確保と青少年健全育成 ……14

（5）就学支援対策 ……14

（6）青少年の自立と社会参加への支援 ……14

（7）カルテットプロジェクト ……15

第３章　目指すべき教育の姿と基本目標(学力向上・人間力向上)

１　目指すべき教育の姿 ……15

２　基本目標 ……15

３　体系図（教育振興基本計画） ……16

第４章　施策の具体的な展開

１　知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育くむ学校教育の実現

（1）チーム学校の推進……17

（2）基礎学力の定着と学力向上……17

（3）保・小・中連携教育の推進……18

（4）保育士及び教職員の指導力の向上……20

（5）特別支援教育の推進……20

（6）心の教育の推進……21

（7）小規模・複式教育の推進……22

（8）国際理解教育及び情報教育の推進……22

（9）体育・食育の推進……23

（10）デジタル社会に向けた教育の推進……24

（11）安全・安心な教育環境の充実……24

２　学校・家庭・地域が連携・協力による地域全体で子どもを育む教育風土の実現

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）活動の充実……25

（2）学校支援地域本部事業の推進……25

（3）教育風土づくり……25

３　郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたっていきいきと学び合い・育ち合う地域教育の実現

（1）地域に根ざした生涯学習の推進……26

（2）人権教育の推進……26

（3）子どもの居場所づくり……26

（4）村立図書館の充実……27

（5）地域スポーツの振興……27

（6）文化・芸術活動の振興……28

４　保健･福祉･教育の連携により、0 歳から 15 歳までの子どもの育ち及び若者の自立を総合的に支援する環境の充実

（1）家庭・地域の子育て力の充実……28

（2）子育て支援制度及びサービスの充実……29

（3）教育相談、就学指導、要保護児童対策の充実……29

（4）子どもの安全確保と青少年の健全育成……30

（5）就学支援対策の充実……30

（6）青少年の自立と社会参加への支援の充実……31

（7）カルテットプロジェクト……31

第５章　計画の推進

１　役割分担、連携・協働……32

２　進行管理と評価……32

参考資料　○高知県地域教育振興支援事業費補助金（教育版「地域アクションプラン」推進事業）に関する年次計画　○日高村立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則　○日高村いじめ防止基本方針　骨子　○日高村子ども・子育て支援事業計画

第１章　はじめに

１．計画策定の背景と趣旨

平成 29 年に新学習指導要領が 10 年ぶりに改訂されました。教育界も変革の時期にきており、少子高齢、グローバル化、多様化する社会に対応すべく、施策を打ち出してきています。教育の根本は古来、人が生きていく為に必要な基本的要素を身に付けさせることであり、そのため、知識、体験、社会性、人間性等を教えることが教育であると思います。しかし、現在では、教育の方法や理念も単純ではなく、高度な文明を維持していくための教育が必要です。また、これからは価値観の多様化、変化の厳しい社会を生き抜いていかなければなりません。その場として、家庭、地域、学校、福祉の役割が大切であると考えます。今回の改訂指導要領のねらいも知、徳、体、を主体とした、アクティブラーニングの視点で主体的、対話的、深い学びの実現に向けて、バランスの取れた力を付けることを指針としています。

教育行政の基本とし、「人と人、人と自然が輝き合う元気創造拠点・日高村」にふさわしい心身共に健康で、創意と自主性に富み人間性豊かな人材の育成を目指していきます。そのため、学校施設、学校教育環境の充実。また、学校、家庭、地域、福祉が連携した、総合的な教育施策を推進していきます

しかし、課題として、学力だけではなくその学力を生かしていける児童、生徒を育まなくては、(生きる力)は身につきません。そのためには、社会で必要な力、何事にも自分で選択、判断、決断のできる人、「自ら学ぶ」姿勢のある児童、生徒、社会性、道徳性、コミュニケーション能力、危機管理能力等を育成できる学校教育、学校環境、学校施設、の充実も積極的に推進していきます。

また、高知県教育委員会は令和２年３月に、高知県の実情に応じ、「高知県教育振興基本計画」を策定しました。日高村教育委員会におきましても、法の規定に基づき、本村の教育全般の方向性を示すとともに、教育振興の具体的な施策を計画的・総合的に実施していくため「日高村教育振興基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

この計画は、第６次日高村総合振興計画「ひだかスマイルプラン」を踏まえ、国及び高知県の教育振興基本計画を参酌して策定された日高村教育大綱と連動しており、日高村の実情に応じた教育振興のための施策について、基本的な事項を定めるものです。

計画期間は、令和３年度を初年度とする５年間とします。そして、計画の理念の実現に向けた施策の達成目標は、計画期間の中間年である概ね５年とし、「ひだかスマイルプラン」の見直しの時期に合せて内容を精査し、本計画についても改定の時期を再度検討することとします。

第２章　日高村の教育を取り巻く現状と課題

１．　学校教育

（１）チーム学校の推進

これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織力としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」作り上げ行くことが大切です。

そのためには、現在配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ教員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ教員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かし、連携、協働することができるよう、管理職のリーダーシップや公務の在り方、教職員の働き方の見直しを行う必要があります。また、学校において、教育目標を達成するためには校長のリーダーシップのもとで効果的に、効率的に推進される組織体制を確立していかなければなりません。

（２）基礎学力の定着と学力向上

これまで、毎年実施してきたＣＲＴ（到達度把握調査）やＱ－Ｕ（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、授業評価システム、平成 19 年度から始まった全国学力・学習状況調査や平成 24 年度から始まった高知県学力定着状況調査等の結果によって、児童・生徒の教科や領域ごとの学力の傾向及び課題、学校や家庭における学習の状況が具体的に把握できるようになりました。取り組みによって家庭学習不足も徐々に解消されてきている。

こうした調査及び児童・生徒の実態によって明らかになった学力の現状と課題をもとに、各校とも具体的な中期目標を掲げた学校経営計画の検証と見直しを行い、具体的な取組の計画を立て、ＰＤＣＡサイクルのもと、課題解決に向けて実践を行っています。

しかし、学力の到達度について、管内小・中学校全体を見れば、学年や教科においてバラつきもみられ、９年間を見通した系統的な学習指導体制が十分でないことが表れており、引き続き具体的な目標を設定した保・小・中連携教育を効果的に実践していくことが求められます。

また、学力向上に向けた授業の工夫改善や校内研修等をより充実を図るために村の「学力向上推進事業」や「連携教育日高の会」の取組を通じて、各校の実践や現状・課題等を相互に共有し、９年間を見通しながら、日高村全体の学力のボトムアップを図るにはどうしたらよいか、村内３校が一体となって取り組む必要があります。

また、学校における児童・生徒の生活のベースとなる「学級」も、その学級づくりについて、学校全体で研究し取り組むことが十分とは言えません。個々の教員が、今までの経験から学級経営を行っていることが多く、教員の力量により学級経営状況に差が生じ、それが、子どもたちの学習に影響を及ぼす結果となります。

子どもたちが、落ち着いて学習できる環境づくりのために、学級経営における基本的なことや現状の課題解決のための校内研修等を行い、個々の教員が実践し情報交流を行いながら、お互いに学級経営力を高めていくことが大切です。

（３）保・小・中連携教育の推進

平成 15 年度より、保育・小学校・中学校の共通する教育課題について協議する研修の場として「連携教育日高の会」が発足してから 17 年が経ちました。当初は学力向上を中心に課題に応じた部会を設立して、時勢の状況に応じて部会の数や内容も変更しながら進めてきており、課題解決に向け一定の成果をあげてきました。現在も継続して活用できる研究を実践してきています。

しかし、保・小の連携においては、入学を控えた園児についての連絡会等により入学児個々に対する理解はある程度出来てはいますが、保育園と小学校では、教育方法や園・学校での子どもの生活が異なることもあり、小学校入学当初より学校生活に適応できなく、学習・生活両面で支援が必要な子どもたちが見られます（小１プロブレム）。

村全体としての教育力をさらに高めるためには、教育委員会を含めた教育関係者全員がベクトルを合わせ、連携して取り組むことが重要であり、公開保育等園内研修への教職員の参加や「連携教育日高の会」をはじめとする研修会や公開授業等に、多くの保育士や教職員が参加できる体制をつくり、研究の方向性や取組を確認しながら、各職場で組織的に取組を進めることが必要です。

また、中１ギャップの解消へ向けた取組とともに、園児の小学校入学を見通した就学前教育と小学校教育それぞれの生活と学びを滑らかに接続していくことが必要であり、さまざまな面での保・小の連携を一層深めていくことが求められています。

このように、9 年間を見据えた学校教育の系統性と就学前との連動性を構築するうえで、保育園を含めた三者の連携が今後ますます重要になると考えます。

（４）保育士及び教職員の指導力の向上

平成 30 年度 4 月から幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂されたことで幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿が示されました。そのため、 本村では、保・小・中の 15 年間を通して、日高村の子どもたちの学力や体力・運動能力の向上、心の発達等について、村内の教育関係者が、研修を深めています。

また、保育園や各小・中学校では、講師を招聘しての園内研修・校内研修を計画的に開催し、さまざまな保育活動についての研修や授業研究・子どもの支援方法について学ぶ等、各職場で研修を深めています。さらに公開保育や研究授業等を実施し、保育・授業方法等について研究を進めています。

県の「教育版地域アクションプラン」等の補助事業により、教職員の研修の充実を図るとともに、学びを各教職員が日常的に実践していくことで、管内全教職員の力量を高めていかなければなりません。

（５）特別支援教育の推進

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもがともに学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。

そのため、国県等の補助事業を活用し、学力向上支援員を各校に配置し、状況に応じた個別支援等の対応を行っていきます。

また、専門機関でＬＤやＡＤＨＤ等、発達障害の診断を受けるケースも年々増えてきています。こうした特別な支援を要する子どもについては、教育支援委員会を随時開催し、会議を構成している学校や関係機関が情報を共有し連携を図りながら、就学指導や教育的措置に努めています。しかし、発達障害に対する保護者の理解が十分でないため、適切な対応ができないケースも見受けられます。

今後は保護者や地域に対する特別支援教育の啓発とともに、発達障害に対する理解を深めるための研修を充実させることも必要となってきています。

（６）心の教育の推進

日高村はこれまで、人権教育(ユニバーサルデザイン教育、インクルーシブ教育)を柱にした学校教育の取組を進めてきました。その中で、子)どもたち一人ひとりを大切にすること、他者と同様に自分自身を大切にすることを教職員とともに研修しながら子どもたちと向き合いながら実践を行ってきました。

現在、いじめの問題や不登校あるいは不登校傾向の児童・生徒への取組は、日高村でも真摯に向き合わなければならない課題となっています。

また、高校進学率こそ例年ほぼ 100％で推移していますが、子どもたち一人ひとりが自分の将来像を描き、夢や希望に向けて人生を築いていく進路保障においても、その体制構築には未整備な部分が多いと言わざるを得ません。

児童・生徒の自尊感情や意欲に関して、全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙による結果からは、「自分には、よいところがあると思いますか」に対して、小学校では肯定的な回答が全国より低い傾向が続いています。また、「将来の夢や目標を持っていますか」に対しては、小中学校ともに肯定的な回答が全国より高くなっています。

このことからも、児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の在り方と、小・中学校における指導の系統性を構築する必要があると言えます。

また、平成 21 年に「日高村子ども読書活動推進計画」が策定され、家庭・地域・保育・学校と連携し、地域ぐるみで自ら進んで読書をする子どもを育てるための読書環境の整備・充実に取り組んでまいりました。

子どもたちは素晴らしい本との出会いにより、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、そして感性を磨いていきます。心の教育には読書が必要であり、子どもたちの心を豊かに耕し、生きる力を育むという観点からも極めて重要です。

各小・中学校においては、学校支援地域本部事業の活動や地域での体験学習等を通し、日高村への愛着心を育てる教育を推進していますが、進学・就職等を機に村外に転出する若者が多く、人口減少に歯止めがかからない現況の中、郷土愛の醸成や地域に根ざした教育を求める声が多くなってきています。

地域の自然や人・歴史・文化・産業等に直接関わりながら学ぶことを通し、ふるさと日高を愛し次代を担う人づくりに取り組むことが、ますます重要となってきています。

（７）小規模・複式教育の推進

本村では、小規模校の特性を活かした教育の研究と実践に取り組んでいます。小集団における授業の工夫・改善や豊かな自然環境を活用し、勤労体験学習や自然体験学習等、多様な活動を取り入れながら、小規模校のよさを十分に生かし、家庭や地域社会と一体となって、特色ある教育活動を行っています。

能津小学校では、「ふるさと未来教育」という複式教育推進の事業を受け、他の研究協力校と連携を図りながら、「小規模・複式校における授業改善や教員の指導力の向上　児童・生徒の基礎学力の定着と学力向上　生き生きとした学校づくり・授業づくり」を目的として、互いに学び合い複式教育の充実に取り組んでいます。

（８）国際理解教育及び情報教育の推進

日高村では、国際交流と国際理解教育を推進するため、平成 10 年度からＪＥＴプログラム(外国青年招致事業)を導入して、これまで２名のＣＩＲ(国際交流員)と７名のＡＬＴ（外国語指導助手）を招致してきました。

外国人や外国文化と接する機会がなかった児童・生徒は、ＡＬＴによる英語の授業には、最初は少し戸惑いを見せていたものの、すぐに順応して積極的に外国青年とコミュニケーションを図れるようになり、今ではＡＬＴの存在は学校生活の中で無くてはならないものとなっています。

急激に進むグローバル化に対応した取組は、英語教育とともに情報教育の推進が大きな課題であり、情報活用能力の効果的な育成に向け、情報教育を体系的に推進するとともに、教師、児童・生徒の双方が授業においてコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用することがますます必要とされてきています。また、新学習指導要領全面改訂が行われる中、新しい学びの方法としてアクティブ・ラーニング「課題の発見と解決に向けて主体的・協同的に学ぶ学習」を取り入れた授業改善の方向性が強く示され、児童・生徒の主体的・協同的な学びにおいて有効なツールであるタブレット端末を活用した授業実践が全国的な広がりを見せており、学校におけるＩＣＴの環境整備の充実が必要となってきています。

現在、村内各校おいては、コンピュータや電子黒板等を活用しての授業が行われていますが、ＩＣＴ機器の整備・活用は十分とは言えず、機器の充実及び効果的な活用をさらに推進していくことが重要です。

（９）体育・食育の推進

令和元年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果を総合的に見ると、小・中学校ともに男女とも県及び全国平均値並み、またはそれ以上となっていますが、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

原因として、生活習慣や食生活等の変化に加え、日常生活における運動する機会や屋外での遊びの減少等、子どもたちの日常生活における課題が依然としてあり、児童・生徒の体力や運動能力の向上に影響が出てきていると考えられます。

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする基本的生活習慣の確立を進めるとともに、体力及び運動能力向上を図るための教育環境の整備や教育活動の充実をさらに推進する必要があります。

また、各校では食育を学校教育活動に位置付け指導(栄養教諭)を行うとともに、学校給食を通した食育を推進していますが、社会環境や食生活が大きく変化している中で、保護者自身が望ましい食生活を実践できていない場合もあります。全ての子どもたちに望ましい食生活を身に付けさせるためには、学校・家庭・地域が連携した食育に関する取組を一層推進していくことが大切です。

(10) デジタル社会に向けた教育の推進

新学習指導要領では、これからの高度情報社会(ソサエティー5.0)に対応できるため、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、ICT 活用することで新たな教育手法の開発、普及を図ることを推進します。

(11) 安全・安心な教育環境の充実

施設整備においては、日高中学校の校舎・体育館の移転改築工事が平成 23 年度に完了し、運動場の造成工事も平成 26 年度に完成、また、令和元年度に小中学校全教室に冷房(クーラー)設備が完成、管内の学校施設の耐震化率は 100 パーセントとなりました。

しかし、昭和 59 年に建築された日下小学校校舎は、30 年近くの間、ほとんど維持修繕工事を実施しておらず、徐々に老朽化が進んでいます。窓ガラス等の非構造部材の耐震対策は完了しており、今後は屋根や外壁の塗装等、施設を維持修

繕するための工事が必要な時期に差し掛かっています。

また、学校給食においては、施設整備が最大の課題でしたが、平成 24 年度末に学校給食共同調理場の移転改築工事が完成しました。日高中学校体育館に併設して建てられた新しい共同調理場は、ドライ方式によるオール電化の施設で、自家発電装置も備えており、災害時の炊き出し等への対応も可能な最新式の施設です。懸案の施設整備も終わりました。今後は地産地消も可能な限り導入し、安全・安心で充実した内容の学校給食を実施しなければなりません。

安全・防災教育に関しては、各校・園での安全教育の計画実施や危機管理マニュアルの整備を進めており、研修会の実施やスクールガード等との連携、避難訓練や交通安全教室・救急法講習等の実施により、一定の成果をみることができています。

また、施設整備と関わり、学校の耐震化整備をはじめ、移転改築した中学校を地域の防災施設の拠点として位置付け、防災ヘルメットの全児童・生徒への配布や災害時に利用する発電機等の設置等、物質的な面での整備は一定進んでいると言えます。

ただ、来る南海トラフ巨大地震に備えた防災教育については、教育課程の中への位置付けや学習内容の確立等、まだ未整備な部分が残されています。地域の課題である土砂災害への対応や震災火災、津波への対応等、子どもたちには将来的に必要な知識として身に付けてほしい内容を体系化し学習を進めるとともに、地域住民や行政機関等との合同避難訓練等、地域全体で連携した取組を展開する必要があります。

日高村土砂災害危険箇所マップ（本郷地区）

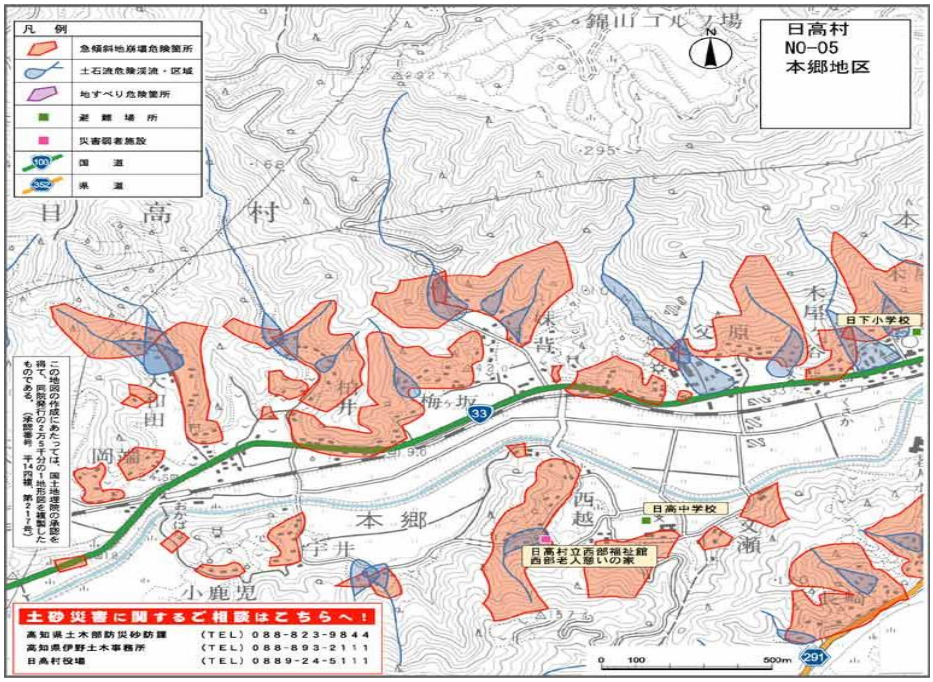

２．学校・家庭・地域の連携

日高村では、これまで「開かれた学校づくり推進委員会」への地域住民の参加や家庭からの学校評価の実施、「教師と地域のコラボレーション」の開催等によって、学校教育に対する家庭や地域の意識が変化してきました。

また、学校支援地域本部事業等を実施することによって、学校や子どもたちを支援する地域のボランティアや団体等、多くの地域住民が学校支援ボランティアに登録するとともに、環境整備や学習支援、安全確保等、様々な形で学校教育を支援してくれています。

そして、学校支援ボランティアの活動を違和感なく受け入れる学校の雰囲気が生まれるとともに、ボランティアの皆さんからは、活動をすることに生きがいを感じるという声がたくさん寄せられるようになりました。このように、学校教育、地域教育双方向への効果が生まれてきています。

また、平成 25 年度より日下小学校、日高中学校に、平成 30 年度より能津小学校に「学校運営協議会」が設置され、学校・家庭・地域が一体となって学校運営を行う、地域とともにある学校「コミュニティ・スクール」が始まりました。

地域と家庭が一緒になって学校運営に参画する形態は、地域住民の学びと成長を促すとともに、子どもたちの生きる力と豊かな人間性を育みます。また、学校が抱える諸問題を家庭・地域と共有しながら、課題解決に向けた取組を進めていくことは、地域全体で子どもたちを育む教育的な風土づくりにつながります。

「家庭でしつけ、学校で学び、地域で育てる」といった目指す方向性からも、「学校・家庭・地域の連携」は、引き続き村の教育振興のための最も重要な「キーワード」といえます。

３．地域教育

（１）生涯学習の推進

住民相互の仲間意識、助け合い、余暇の共有等があたり前であった、かつての地域社会では、生涯学習を通じた住民相互の交流や各種団体の活動が盛んに行われていました。しかし、少子高齢化や核家族化、情報化等の社会環境の変化に伴い、住民個々が豊富な情報やメディアを活用して、独自で学習に取り組む傾向が主流となってきています。

本村でも、生涯学習の主要事業として各地区で盛んに開催されていた成人学級は、現在、加茂地区等、一部の地域が自主的に開催するのみとなりました。また、生涯学習活動の中心であった、公民館、青年団や女性の会等の地域教育団体も以前のような活動ができていない状況にあります。

生涯学習の観点(学ぶ、生かす、ひろがる、支える)から、住民全てに学習の機

会を保障するという、地域教育の基本方針に立ち返り、今の社会状況に応じた世代ごとのニーズをいかに掘り起こすか、そして、住民にとって魅力のある学習機会を提供するにはどうすればよいかが、これからの課題となっています。

（２）人権教育の推進

人権教育の主要事業である人権教育推進講座は、主に新任教職員や新採村職員を受講の対象として取り組んできました。受講者は、身近な人権問題を改めて振り返るきっかけとなっています。さらに、フィールドワークでは、村の歴史を学ぶことによって、地域の人々の思いや願いを共有することができ、有意義な講座となっています。

また、ここ数年「じんけんフェスタ」等、身近な人権問題をテーマにしたイベント形式での研修会を実施してきました。多くの住民に、幅広い年齢層から気軽に参加してもらうため、毎年、新しい企画も取り入れ、内容や日程を工夫しながら実施してきました。こうした研修会活動に取り組む上で、参加者の確保は引き続き大きな課題です。

平成 17 年に策定された「日高村男女共同参画プラン」は、これまで、プランの進捗状況等について中間検証も実施してきました。しかし、基本目標に沿った具体的な施策については、十分達成できませんでした。そのことを踏まえ、新たに 10 年計画で「第２次日高村男女共同参画プラン」が策定されました。「ともにつくる自立したひだか」実現のための実効性のある取組の一層の充実を図らなければなりません。

（３）子どもの居場所づくり（放課後・週末等活動支援）

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後学習室等の各事業は、子どもたちの放課後・週末等の安全で安心な居場所として、すっかり定着してきました。特に日高中学校の放課後学習室は、受験を控えた中学３年生等の学力向上対策として参加者も増え、進路保障の面で成果を上げています。

また、定期的に各学校との情報交換を行い、児童・生徒の様子や事業の実施状況を互いに共有して、事業を効果的に進めていく取組も定着しつつあります。

（４）村立図書館の運営

【地域住民が主体となる図書館】（新図書館基本構想５つの柱より）

・人が育つ図書館　・だれでも使える図書館　・知りたいに応える図書館
・くらしに寄り添う図書館　・日高を記憶し、伝える図書館

平成２８年度に開館した新日高村立図書館（愛称：ほしのおか）が、村民の知的ニーズに応え、健康、就職や仕事などに関する様々な課題解決支援ができるよう、平成３０年に開催したガラス彫刻展や平成３１年に開催した写真作品展では多くの村民に新図書館を認識してもらえたほか、郷土資料に関しては村民に対して広く呼びかけをし、日高村に関する蔵書を増加することができました。

課題としては、選書方針・収集計画に基づきより一層の幅広く質のよい蔵書の構築が求められています。そして、村民の読書意欲を高めるために職員の専門性（資料の選定・整理・管理・除籍・レファレンスサービスやイベントの実施など）の更なる向上が求められています。

（５）地域スポーツの振興

○　総合型地域スポーツクラブ「ひだか茂平クラブ」の設立

平成 22 年２月に総合型地域スポーツクラブ「ひだか茂平クラブ」が設立され、住民が主体となって地域スポーツを推進する体制が確立されました。

「ひだか茂平クラブ」では、各種のスポーツ教室を定期的に開催し、子どもから高齢者まで、多くの住民が気軽にスポーツを体験する機会を提供するとともに、クラブへの会員を確保するため、積極的に広報活動や啓発事業を行っています。しかし、平成 26 年度より、クラブを運営するために活用してきた「ＴＯＴＯ補助金」が打ち切られ、クラブの安定した運営が厳しい状況になってきています。そのためにも会員を増やすとともに、先進地クラブとの交流等も積極的に進めるため、令和 2 年に運営体制の見直しを図り組織の充実を図っています。

○　村民運動会・ひだか茂平マラソンの開催

昭和 30 年代から始まった伝統の村民運動会は、近年の少子高齢化に伴い、参加者も徐々に減少し、各地区で選手を集める事が難しい状況が起きる等、これまでのような、地区対抗競技に重点を置いた取組が困難になってきました。現在では、能津地区だけが小学校と一緒に行っている。

平成 19 年度から始まった「ひだか茂平マラソン」は、令和 2 年度で第 14 回(コロナウイルスにより中止)を数え、毎年県内外から約 1,300 人が参加する、村内最大のイベントになりました。300 名を超える地域の住民がボランティアとして、準備から運営まで携わる手づくりのイベントですが、参加したランナーの感想は毎年大変好評で、大会の情報はランニングの全国誌でも取り上げられるようになりました。大会当日には会場の日高村総合運動公園に、同伴者等を

含むと 3,000 名近くの人が集まることから、村の活性化につながっていく重要なイベントとして位置づけています。

今後は、ボランティアの意見等も運営に反映しつつ、マスコミ等も有効に活用しながら村をあげて取り組んでいくことが必要です。

（６）文化・芸術活動の振興(文化財保護審議会)

○　伝承文化・天然記念物・文化財の保護

「金銅荘環頭大刀」や「金明孟宗竹」等の重要文化財や天然記念物については、定期的な巡視活動を実施するとともに、村の文化財保護審議会指導助言のもと、適切な保護・保存活動を実施しています。しかし、「沖名花採太刀踊」や「四社神社こおどり」等の無形文化財については、伝承していくための後継者不足が深刻な課題となっています。

○　文化推進協議会の育成

文化推進協議会は、伝承芸能から芸術、最新のジャズダンスまで、幅広い分野のサークルにより構成されており、各サークルごとに活発に活動しています。また、主催する「文化祭」は、文化芸能分野の村内最大の行事として、毎年多くの文化サークルが参加し、開催してきました。また、同じく主催行事の「総合美術展」はこれまで 50 回開催してきた歴史ある催しですが、平成 22 年度からは、生涯学習の総合イベント「生涯学習フェスタ」の中で、「生涯学習大会」「村民大学」と合わせて開催するようになりました。会場も、日下小学校体育館から日高村保健センターへと変わりましたが、他のイベントとの同時開催による効果もあり、入場者も増加しています。

４．総合的な教育支援

（１）家庭、地域の子育て力の向上

平成 23 年度より、乳幼児期の子育て支援業務と保育業務、そして、要保護児童対策業務等が教育委員会に移管されました。それに伴い、０歳から 15 歳までの子どもを総合的に支援する体制ができました。

それにより、保育園や学校で発達障害等、特別な支援を要する子どもが年々増える中、乳幼児健診や 5 歳児発達健診等で、明らかになった子どもの発達や子育てに関する課題に対して、保健・福祉・教育の関係機関が連携のとれた子育て相談や就学指導等を行うことで、小学校入学前後の効果的な移行が一段と進んでまいりました。

しかし、まだまだ発達障害や基本的な生活習慣等に対する保護者の理解が十分でなく、適切な対応ができないケースも見られます。家庭、地域の子育て力向上のため、なお取組の充実を図らなければなりません。

（２）子育て支援制度・支援サービス

保育事業については、保育園を児童福祉、教育、保健等の関係機関が連携した子育てに関する相談機関であると位置付け、保護者の多様な就労環境に対応するための延長保育や病後児保育、多子世帯保育料軽減事業、障害の実態に応じた適切な教育を行う障害児保育事業等、各種事業を実施しています。

また、子育て支援サービスとして、保護者が病気になった時の施設での短期受け入れや１歳までの親子の家庭にホームヘルパーを派遣する等、育児困難な家庭の養育を支援する施策も実施していますが、現状ではサービスを利用するケースは少ない状況にあります。

（３）教育相談、就学指導、要保護児童対策

児童虐待や不登校対応等、各学校が抱えるケースに対して、スクールソーシャルワーカーが学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた対応を行っています。また、特別な支援を要する子どもに対しては、教育相談員が専門機関による教育相談への橋渡しを行う等、個々の実態に応じた適切な就学に向けた支援を行っています。

要保護児童対策については、本村は要保護及び要支援のケースを多く抱えています。施設の入退所や一時保護を繰り返す等、深刻な課題を抱えるケースもあり、児童相談所等、関係機関との連携を密にして、継続的な対応を行っています。連携を密にすることで、虐待の背景にある諸問題を把握することができています。

（４）子どもの安全確保と青少年健全育成

平成 18 年度より、県から委嘱を受けたスクールガードリーダーが、児童・生徒の登下校時に定期的に巡回を実施するとともに、村内各地域の住民がスクールガードとして、自宅の周辺を中心に、子どもたちの登下校を見守る、学校安全ボランティア活動を行っています。

交通安全面においては、交通量の多い国道３３号線が村を東西に走っており、保育園・学校・地域・行政が連携し、交通安全教育の充実、住民の交通安全意識の高揚及び安全な交通環境を形成する等、交通安全に対する取組を、一層充実していかなければなりません。

また、少年補導育成センターが、青少年を犯罪と非行から守る活動として、夜間・早朝の巡回、街頭指導や青色回転等による防犯パトロール、環境浄化活動等を定期的に実施しています。

（５）就学支援対策

児童虐待や、いじめ、不登校といった児童・生徒に関わる諸問題の背景には、子どもたちの家庭環境における数々の課題が見受けられます。そして、その課題が、家庭の経済状況に起因している場合が少なくありません。

また、毎年実施されている全国学力・学習状況調査からも、全国的に家庭の経済格差が学力に影響していることが明らかになっています。家庭の経済格差が子どもの問題行動につながったり、学力に影響したりすることは大きな問題です。

憲法の第 26 条そして教育基本法第３条第２項に、国民が等しく教育を受ける権利が保障されています。高知県の失業率や雇用状況を見ても、依然として厳しい経済状況に変わりはありません。また、若年離婚等により、母子・父子家庭も増えています。

奨学金貸付制度及び就学援助制度は、引き続き、セーフティーネットとして重要な教育施策に位置付け、取り組まなければなりません。

（６）青少年の自立と社会参加への支援

高知県では、「高知県若者の学び直しと自立支援事業」により、社会教育行政が主導して、福祉・医療・労働等多様な機関が連携して若者の学びなおし・就労支援を行っており、本村でも、中学校卒業時や高校中退時における進路未定者が、学び直しや就労ができるように、若者の社会的自立に向けた支援が大切と考えます。また、「だれもが、元気に安心して暮らせるひだか」実現のために、青少年の自立心を培う家庭環境づくりや青少年活動を支援する人材の育成等、本村独自の取組の充実を図る必要があります。

（7）カルテットプロジェクト

日高村の子どもの健全育成と多様な学習の機会を提供すること並びに、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力による教育の実現を目的とし、児童福祉法、社会福祉法、生活困窮者自立支援法における基本理念に基づき、「ひだかスマイルプラン」における将来像「人と人、人と自然が輝き合う元気創造拠点・日高村」の実現を目指して、日高村の子どもすべてが生き生きと自己実現できるために、さまざまな課題を抱えた子供たちに対して、地域と家庭と教育と福祉が連携し、教育と福祉の各部門が協働した体制を整え、その実務にあたっていきます。

第３章　目指すべき教育の姿と基本目標

１　目指すべき教育の姿

「たくましく心豊かなひとづくり」を教育行政の基本とし、村の将来像である。「人と人、人と自然が輝き合う元気創造拠点・日高村」にふさわしい心身共に健康で、創意と自主性に富み人間性豊かな人材の育成を目指していきます。そのため、学校施設、学校教育環境の充実。また、学校、家庭、地域、福祉が連携した、総合的な教育施策を推進していきます

しかし、課題として、学力だけではなくその学力を生かしていける児童、生徒を育まなくては、(生きる力)は身につきません。そのためには、社会で必要な力、　何事にも自分で選択、判断、決断のできる人、「自ら学ぶ」姿勢のある児童、生徒、社会性、道徳性、コミュニケーション能力、危機管理能力等を育成できる学校教育、学校環境、学校施設、の充実も積極的に推進していきます。

２　基本目標

１．知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育くむ学校教育の実現

２．学校・家庭・地域・福祉が連携・協力し、地域全体で子ども及び若者を育む教育風土の実現

３．郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたっていきいきと学び合い、育ち合う地域教育の実現

４．保健安全・教育支援により、0 歳から 15 歳までの子どもを総合的に支援する環境の充実

３　体系図

日高村教育振興基本計画　体系

村の将来像「人と人、人と自然が輝きあう　元気創造拠点・日高村」

教育行政の基本「たくましく心豊かなひとづくり」

【教育基本目標】

１知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育む学校教育の実現
２学校・家庭・地域・福祉が連携・協力し、地域全体で子ども及び若者を育む教育風土の実現
３郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたって生き生きと学び合い、育ち合う地域教育の実現
４保健安全・教育支援により、〇歳から一五歳までの子どもを総合的に支援する環境の充実

学力向上・人間力向上

【教育重点施策】		【主な事業及び取組事項】
学校教育	1 チーム学校の推進	・チーム学校の基礎となる組織力の強化 ・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・学校経営計画に基づく体制整備
	2 基礎学力の定着と学力向上	・授業方法の工夫・改善 ・学習環境づくり ・家庭学習の習慣化
	3 保・小・中連携教育の推進	・「連携教育日高の会」の充実 ・小1プロブレム、中1ギャップの解消
	4 保育士及び教職員の指導力の向上	・保育士・教職員研修の充実 ・若年教職員の育成
	5 特別支援教育の推進	・インクルーシブ教育を視点とした支援 ・校内委員会及び組織的な指導・支援の充実 ・教育支援委員会の充実 ・学力保障支援員（学力向上支援員）の活用
	6 心の教育の推進	・人権教育の推進 ・道徳教育の推進 ・読書活動の推進 ・ふるさと教育の推進
	7 小規模・複式教育の推進	・小規模校の特性を活かした教育の推進 ・ふるさと未来教育の推進
	8 国際理解教育及び情報教育の推進	・外国語活動の推進 ・情報機器の効果的な活用・整備
	9 体育・食育の推進	・体力・運動能力の向上 ・食育の推進
	10 デジタル社会に向けた教育の推進	・先端技術の活用 ・創造性をはぐくむ教育の充実
	11 安全・安心な教育環境の充実	・保健・安全の推進 ・施設・設備の充実 ・防災教育の推進
	12 学校・家庭・地域の連携	・コミュニティ・スクールの活動の充実 ・地域学校協働本部事業の推進
地域教育	13 地域に根ざした生涯学習の推進	・教育風土づくり ・学社融合型生涯学習の推進 ・生涯学習フェスタの充実
	14 人権教育の推進	・人権教育推進講座の充実 ・じんけんフェスタの充実 ・男女共同参画プランの推進
	15 子どもの居場所づくり	・放課後子ども教室の充実 ・放課後児童クラブの充実 ・放課後学習室の充実
	16 村立図書館の充実	・運営の充実
	17 地域スポーツの振興	・ボランティア団体による読書支援活動の充実 ・ひだか茂平マラソンの充実 ・地域スポーツ施設の充実
	18 文化・芸術活動の振興	・文化財、天然記念物、伝承文化の保護・保存 ・総合美術展 ・文化推進協議会の振興
総合的な教育支援	19 家庭・地域の子育て力の向上	・子育て支援センター事業の推進 ・発達課題の早期発見と就学指導の推進 ・望ましい生活習慣づくり
	20 子育て支援制度及びサービスの充実	・保育事業の充実 ・子育て支援サービス事業の充実
	21 教育相談・就学指導・要保護児童対策の充実	・SSW、教育相談員活動の充実 ・要保護児童対策地域協議会の充実
	22 子どもの安全確保と青少年の健全育成	・地域ぐるみの学校安全推進事業の充実 ・交通安全意識の高揚と環境整備 ・青少年健全育成活動の推進
	23 就学支援対策の充実	・新たな奨学資金制度の研究 ・就学援助事業の実施
	24 青少年の自立と社会参加への支援の充実	・青少年の自立心を培う家庭環境づくり ・キャリア教育の推進 ・青少年活動を支援する人材育成 ・青少年の地域行事への参画・参加
	25 カルテット・プロジェクト	・学校・家庭・地域・福祉の協働、連携 ・いじめ、不登校、引きこもり、児童虐待、高校中退、未就労対応の推進

第４章　施策の具体的な展開

１．　知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を生きる力を育くむ学校教育の実現

(1) チーム学校の推進

① チーム学校の基礎となる組織力の強化

・学校の組織マネジメントを強化する仕組みの構築
・教員同士が学びあい高めあう仕組み構築
・地域との連携・協働の推進
・外部・専門人材の活用の充実

② チーム学校の推進による教育の質の向上

・教員の教科等指導力の向上
・基礎学力定着に向けた取り組みの充実
・多様な学力・進路希望に対応した指導の充実
・規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取り組みの充実
・目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取り組みの充実
・生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

(2) 基礎学力の定着と学力向上

① 学校経営計画に基づく体制整備

全国学力・学習状況調査や、高知県学力定着状況調査、全国体力テスト、ＣＲＴ、Ｑ－Ｕ等により把握した児童・生徒の個々の学力や体力・集団状況の課題をもとに、知・徳・体のそれぞれの領域について具体的な到達目標を掲げた学校経営計画を作成します。

また、到達目標を達成するために、研究主任をはじめとする各主任・担当が中心となり職場全体で取組を進める等、推進体制（推進役・推進組織・推進の計画等）を明確にし、ＰＤＣＡサイクルが機能的に効率的に展開できるように学校経営体制を強化し、組織的にプランを推進します。

② 授業方法の工夫・改善

ユニバーサルデザインに基づいた授業及び学習環境づくりを進め、全ての児童・生徒が、学ぶ喜び、わかる楽しさを体感し、子どもたちが意欲的に学びに参加する授業を目指します。そのために、配慮を要する児童・生徒には『無いと困る支援』を、他の児童・生徒にとっても『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面等に合わせて工夫した授業づくりの研究と実践を進めます。

さらに、児童・生徒が主体的に学びとる授業を確立するために、授業づくりのポイントを管内小・中学校で統一し、継続的・発展的に授業実践を行う等、小・中が連携した研究を進めます。

③　学習環境づくり

児童・生徒が安心して学校生活を過ごすことができる温かい学級づくりのために、「学級経営ハンドブック」等を活用し、学級経営の基本的な考え方や手法についての校内研修を進めます。

また、各校で実施しているＱＵアンケート等の結果をもとに、学校生活満足群に位置する児童・生徒を増やすための取組を、全教職員が協働して進める等、子どもたちが落ち着いて学習できる環境づくりに取り組みます。

④　家庭学習の習慣化

各小・中学校で、今日の授業、明日の授業の理解につながる復習や予習となるよう家庭学習の内容を工夫し、児童・生徒の学習意欲を引き出せる取組を進めます。また、教育委員会作成の「家庭学習のすすめ」等を活用し、家庭と連携した学習体制を整え、家庭学習の習慣化を図るとともに、学校と放課後子ども教室や放課後学習室との連携を図りながら取組を進めることによって、子どもたちの望ましい学習習慣の確立を図ります。

(3) 保・小・中連携教育の推進

①　「連携教育日高の会」の充実

「連携教育日高の会」の活動を軸としながら、保育園・小学校・中学校が課題を共有し、連携教育推進委員会や各部会で、今後の方向性や具体的な取組について協議を行い、各職場において全職員で協議・確認の上、組織的に取組を進めます。

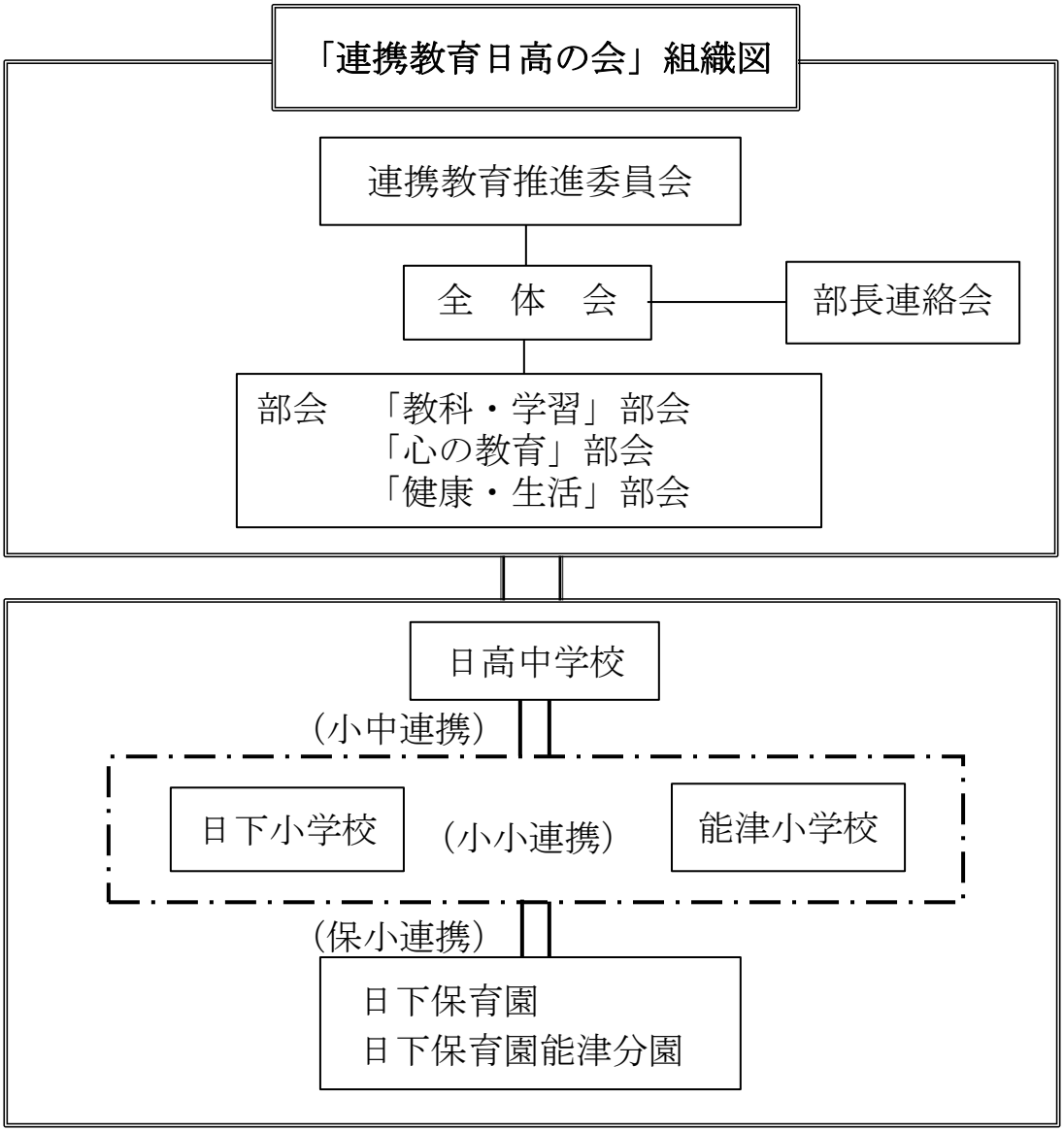

さらに、小中学校間での交流授業が積極的に行われるよう各校に働きかけるとともに、管内の教職員及び保育士がお互いに、授業・保育の公開等へ積極的に参加できるように、村指定の研修日を設ける等、全員が参加できる体制づくりを行うなど、保・小・中が、お互いの教育活動について理解を深め、相互に開かれた研究体制をさらに推進します。

② 小１プロブレム・中１ギャップの解消

「連携教育日高の会」や保育園での公開保育・小・中学校での公開授業への参加や交流授業の実施等、保育士及び教職員の交流による相互理解と研修を図るとともに、保育園及び各小・中学校での行事等への子どもたちの相互参加等、園児・児童・生徒の交流の場を設けていきます。

また、保育園から小学校へ、小学校から中学校への接続期のカリキュラムを、保・小、小・中が連携して取組を進めることで、子どもたちの小学校及び中学校

生活へのスムーズな移行を実現します。

(4) 保育士及び教職員の指導力の向上

① 保育士・教職員研修の充実

県の「教育版地域アクションプラン」の補助事業を導入し、県内外から学力問題に通じた講師を招聘して、管内全教職員を対象とした研修会の開催や、各校それぞれが研究テーマを掲げた校内研を全教職員が実施する等、児童・生徒理解や授業力向上のための事業を積極的に実施します。

また、学力向上のための優れた実践を行っている先進校の視察に、教職員を積極的に派遣して、授業改善を進めることで各校の課題解決につなげるとともに、教職員個々のスキルアップを図ります。

保育園においては、園内研修・ブロック別研修等を定期的に実施できるように、年間計画に位置づけ研修を充実していくことで、保育の質及び保育士の専門性を高めるとともに、園内における保育士間の共通理解を図ることで組織的な保育活動の推進に努めます。

② 若年教職員の育成

教職員の若年化が急激に進む中、学校の教育力の維持・推進のためには、全教職員が年１回以上公開授業を行う等、校内研や研究授業を計画的・意図的に行うとともに、経験豊富な教職員の持つ知識や技能を、次世代を担う教職員に円滑に継承することが重要であり、若手教員と先輩教員が一緒になって教材の分析や資料づくりを行ったり、子どもの指導等について日常的に話したりする等、学校におけるＯＪＴの推進に努めます。

(5) 特別支援教育の推進

① 特別な支援を要する子どもの支援・指導の推進

保育士及び教職員対象に、発達障害に対する専門的知識等特別支援教育に関わる研修を充実させ、保育園、小・中学校における特別な支援を要する子どもへの適切な支援や指導の推進を図ります。また、保護者と相談し、引継ぎシート等を保育園より作成し、小・中学校で継続して活用していくことで、個々の子どもに対する指導・支援を計画的・継続的に推進します。

②校内委員会及び組織的な指導・支援の充実

校内委員会において、特別な支援を要する子どもの個別の指導計画の進捗状況と見直しを定期的に行い、全教職員で個々の児童に対する今後の指導・支援等について情報共有し、組織的に取組を推進します。

③ 教育支援委員会の充実

総合的な子ども支援体制が整備され、発達障害のある子どもや、気になる子ど

もの早期の発見、対応が可能となりました。特別な支援を要する児童・生徒に対して、適時、教育支援委員会を開催し、会議を構成する学校及び関係機関が、情報を共有し連携を図りながら適切な就学指導や教育的措置を行います。また、合せて、地域や保護者に対する特別支援教育の啓発も実施します。

④　学力保障支援員（学力向上支援員）の活用

特別支援学級には在籍しないが、発達障害のある子どもや、気になる子どもが年々増え、今後も大変厳しい学校運営が続いていくことが予想されます。国や県の事業の導入も行いながら、引き続き支援員を各校に配置して、学力向上のための個別支援等、状況に応じた支援を実施していきます。

(6) 心の教育の推進

①　人権教育の推進

○　各校の校内研究体制を充実させ、学校間の共同研究を深めるとともに、研究会・講習会を通じて教職員の認識を深め、指導力の向上に努めます。

○　地域や学校の実態に即し、児童・生徒の発達段階に応じた年間指導計画を立てるとともに、地域の教材化や資料の適切な活用に努めます。

○　児童・生徒一人ひとりを見つめ、現象面のみを捉えての判断や指導に終わることなく、集団内での立ち位置や生活背景等、きめ細かい指導の実施に努めます。特に、生活全般にひそむ「いじめ」等の課題に対しては、「日高村いじめの防止等のための基本的な方針」及び各校で策定の「いじめ防止基本方針」をもとに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

○　各教科や道徳、特別活動等全ての教育活動を通して、子どもたちの人権意識の向上を図ります。特に、縦割り班による掃除等、異年齢の子どもとの様々な活動を通して、他者を尊重する態度を育てるとともに、自己有用感、成就感、達成感等を体感することで、自己・他者ともに認め、お互いの人権を大切にできる子どもの育成に努めます。

②　道徳教育の推進

○　学習指導要領に基づき、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画をもとに、教育活動全体を通して一人ひとりの自尊感情を育む道徳教育を推進します。

○　道徳教育は学校・家庭・地域が連携して行うことで更なる効果が期待できることから、啓発リーフレットを作成するとともに、道徳教育参観日や授業公開を積極的に実施し、道徳的実践力の充実に努めます。

○　道徳教育推進地区協議会の活動を活用して、保育園・小・中学校の連携による系統性のある取組を構築します。

③　読書活動の推進

○　学校図書館の充実を図るとともに、授業における図書館の活用や朝読書、読み聞かせ、選書会等本に親しむ活動を通し、子どもたちの読書習慣の定着を図ります。

○　学校における読書活動を推進していくことで、子どもたちに考える力や表現力・創造力を身に着けさせるとともに、豊かな感性の育成に取り組みます。

④　ふるさと教育の推進

○　日高村の豊かな自然や歴史・伝統・文化等についての学習やそれらを活用した体験学習を推進し、地域への理解を深め、子どもたちにふるさとを大切に思う心、誇りに思う心を育てます。

○　地域の方と子どもたちとの関わりを通した学習を積極的に行う等、地域の方との交流を深めることで、ふるさとへの愛着心を育てます。

○　地域の皆さんの持つ特技や趣味を、学校教育活動に活かしてもらえるように、人材の発掘と学校教育活動の情報発信に努めます。

(7) 小規模・複式教育の推進

①　小規模校の特性を活かした教育の推進

○　教科等の特性を踏まえ、学年別指導や異学年の交流学習の充実等、少人数学級における指導方法の工夫改善に努めます。

○　児童・生徒一人ひとりの特性を把握し、個に応じた指導を充実させるとともに、全校児童・生徒による集団活動の充実を図ります。

○　家庭及び地域と連携し、豊かな自然や文化・伝統を積極的に生かし、ふるさとに対する理解と誇りをもつ教育活動を推進します。

②　ふるさと未来教育の推進

○　能津小学校を「ふるさと未来教育」研究協力校として、複式教育の研究を行い、研究授業をもとに他校からの参加者を交えて授業改善や指導力向上のための研修を行います。

○　複式学級設置校等他校との交流を支援し、集団生活への対応や社会性を育成する等、一人ひとりの児童に目を向けた小規模校ならではの特色ある教育の継続と充実を図ります。

(8) 国際理解教育及び情報教育の推進

①　外国語活動の推進

グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語

教育の拡充強化、中学校における英語教育の高度化等、小・中学校を通じた英語教育の充実を図ります。

○　学級担任の英語指導力の向上や専科教員等の積極的な活用に努め、授業の質の向上に努めます。

○　子どもたちに「生」の英語に触れることを通して、英語教育の充実を図り、コミュニケーション能力を育成するためにも、ＡＬＴ等の効果的な活用を一層推進します。その土台として、保育園でも年長児を対象に、英語を使ったコミュニケーション活動を積極的に推進します。

②　情報機器の効果的な活用・整備

○　教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、機器の効果的な活用を図るとともに、情報モラル教育を推進します。

○　児童・生徒が、「課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ」ことのできる授業を推進するために、タブレット端末等を活用した授業の研究と実践を支援します。

○　各学校において、時代の進展に対応した情報機器及びネットワークの整備に努めます。

(9) 体育・食育の推進

①　体力・運動能力の向上

たくましい体と心豊かな児童・生徒を育成するため、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」等の結果の分析をもとに、学校体育の指導内容・指導方法の改善に努めます。また、運動会や縄跳び大会等の体育的行事の取組を充実し、体力向上のための運動を２０分休みに全校的に行う等、業間体育を推進することで、スポーツの大切さや楽しさを学ばせ、児童・生徒の体育諸活動の充実を図ります。併せて、基本的生活習慣の確立を図ることで、体力・運動能力の向上と運動習慣の確立につなげます。

②　食育の推進

アンケート調査等により、子どもたちの家庭での食生活の実態を把握し、結果をもとに保護者への食に対する啓発を行う等、家庭との連携を図りながら、健康福祉課・食生活改善推進員等とも連携して、子どもたちに食の大切さと望ましい食習慣を養います。

また、子どもたちが地場産品を食材とした調理実習や地産地消について学ぶ機会の充実を図り、地域の食文化に対する理解や自然からの恩恵に対する感謝の心を育みます。

(10)　デジタル社会に向けた教育の推進

①　先端技術の活用

・ICT や AI 等の先端技術の活用

・学校の ICT 環境の整備

② 創造性を育む教育の充実

・プログラミング教育の推進

・AI 人材育成のための教育の推進

(11) 安全・安心な教育環境の充実

①　保健・安全の推進

生命の尊重、心身の健全と安全に対する意識を高めるとともに、教育活動全体を通じて、保健・安全教育の位置付けを明確にし、地域・家庭との連携を深め、事故、災害の防止に努めます。

また、警察や消防署等の協力を得た交通安全教室や避難訓練等の体験学習を通して、子どもたちの安全に対する知識と意識の向上を図ります。

②　防災教育の推進

近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備え、学校における防災計画や防災マニュアルの見直しと整備を進めるとともに、教育課程の中に防災に関する授業を位置付け、子どもたちの知識と技能の習得に努めます。また、保育園においても防災マニュアルの整備や避難訓練の定期的な実施を行うことで意識の高揚と知識の基盤形成に努めます。

さらに、学校・保育園等と地域の連携による総合的な防災訓練の実施に向け取組を進めるなど、地域防災体制との連携をより強固にし、避難所である小・中学校の設備の充実に努めます。

③　施設・設備の充実

管内の小・中学校は、移転改築工事や耐震補強工事の実施により、全ての学校施設の耐震対策が完了しました。引き続き、小・中学校の施設及び設備、遊具等設備の安全性を点検するとともに、必要に応じて修繕・整備を行い、学校生活における児童・生徒の安全確保に努めます。

また、新しく整備されたドライ方式による最新式の学校給食共同調理場の機能を最大限に活かし、地場産品をできるだけ活用し、安心で安全な内容の充実した学校給食を実施します。

２．学校・家庭・地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育む教育風土の実現

（１）　コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動の充実

日下小・日高中をコミュニティ・スクールとし、地域住民や保護者の声を学校運営に反映させることで、よりよい教育の実現を目指します。

○　学校・家庭・地域が協働して学校教育活動等を主体的、積極的に支援・協力するとともに、学校運営や児童・生徒の健全育成に取り組みます。

○　学校が持つ様々な教育課題を学校・家庭・地域が共有するとともに、協働して課題解決に向けた取組を進めます。

○　地域のニーズを学校運営に反映させ、地域に根ざした、特色ある学校づくりを進めます。

○　地域住民に対して、コミュニティ・スクールの活動状況等、積極的に情報を発信します。

（２）　学校支援地域本部事業の推進

地域のボランティアや団体等、多くの住民が多種・多様な形態で学校教育を支援する、より充実した取組を進めます。特に学力向上、進路保障に成果を上げている中学校の放課後学習室については、土曜日の実施等さらに活動を進めます。

また、コミュニティ・スクールとの効果的な連携を進め、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを進めます。

（３）　教育風土づくり

地域全体で子どもたちを育む教育風土づくりの一環として、子どもたちに良い躾が身に付くように取り組みます。

身を美しくと書く躾は、人としての土台を形成するものです。そして、子どもたちがしっかりと躾を身につけることは、周りの人とのコミュニケーションを図ることができる等、生きる力の育成にもつながります。

躾の中でも、“朝夕等の挨拶、呼ばれた時の返事、履物を揃える”ことが大切であり、子どもがこれらを身に付けるには、大人がその手本となることが重要であると考えます。日頃の子どもたちの生活を通し、家庭・保育園・学校・地域が一体となって取組を進めます。

さらに、「あいさつのできる村」を合言葉に、保護者や地域の様々な機関や団体等と連携し、子どもたちと大人が一緒になって「あいさつ運動」を行う等、住民あげての取組を進めることで、地域の教育力の強化に努めます。

３．郷土の自然・歴史・文化を大切にし、生涯にわたっていきいきと学び合い、育ち合う地域教育の実現

（１）地域に根ざした生涯学習の推進

①　学社融合型生涯学習の推進

学校を拠点に、多世代の個人や各種団体が協働して、学校支援や地域コミュニティ活動等を行い、自己実現を図ることにより、学校・地域双方向への効果をもたらす生涯学習を進めます。

②　生涯学習フェスタの充実

生涯学習における実践成果を発表する場（生涯学習大会・総合美術展）、子どもから高齢者までライフステージに応じた学習の場（公民館活動・村民大学）、地域の住民が集い交流を深める場を提供するなど、総合的な学習イベント「生涯学習フェスタ」の充実を図ります。

（２）人権教育の推進

①　人権教育推進講座の充実

様々な人権問題をテーマにしたワークショップ、小集団学習（グループ討議等）等の導入や、視聴覚教材、図書資料等を効果的に活用するとともに、地域の現実を学び歴史を振り返るフィールドワークを実施して、事業の充実を図ります。

②　じんけんフェスタの充実

事業のテーマや会場の設定等に新しい視点を積極的に取り入れ、子どもから高齢者まで、多くの住民に人権問題をより身近に感じてもらうことができる人権教育のイベントとして、内容の充実を図ります。

③　男女共同参画プランの推進

平成 17 年に策定された「日高村男女共同参画プラン」の計画終了に伴い、平成 27 年度より「第２次日高村男女共同参画プラン」を新たに策定し、４つの基本目標（まなぶ　はぐくむ　はたらく　くらす）の具体的な施策を、学校・地域・家庭・社会が連携し取組を進めます。

（３）子どもの居場所づくり

心豊かでたくましい子どもを地域全体で育むため、安全・安心な子どもの居場所を整備するとともに、地域の大人が関わって様々な体験活動や交流活動等を実施することで、子どもを見守り育てる地域の教育環境づくりを推進します。

また、日頃より学校と各教室との情報交流を密にすることで、個々の子どもの育ちを支援する取組を充実していきます。

① 放課後子ども教室の充実

公民館や学校の空き教室・村立図書館等を活用して、子どもの居場所（活動拠点）をつくり、地域の教育力を結集して、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援していきます。また、放課後や週末等に、児童・生徒が活動できる校外活動や地域のイベント等の情報提供に努めます。

② 放課後児童クラブの充実

共働き家庭等留守家庭の児童に対して、小学校に併設された施設で放課後児童クラブを実施し、健全な児童育成を図ります。

③ 放課後学習室の充実

日高中学校の生徒及び卒業生を対象に、「日高中学校放課後学習室」を開設し、生徒の学習状況に応じての加力指導や相談活動等、生徒一人ひとりに対する支援を行います。

（４）村立図書館の充実

① 運営の充実

子どもや地域の人々が気軽に立ち寄り安らげる場、また、家族や地域の人々が触れ合える場として定着してきた村立図書館の運営をさらに充実させます。村民にとって生涯学習のための知の基盤として、また、村民一人ひとりが自ら学び、知り、成長していける地域を支える情報拠点としての蔵書の拡充及びサービスの充実や効果的な広報活動を進めるとともに、住民の読書環境向上のための具体的な取組を進めます。

② ボランティア団体による読書支援活動の充実

読書環境整備活動を支援するとともに、保育園や小・中学校でのボランティアによる読み聞かせ等、子どもが読書に親しむための取組の支援に努めます。また、令和元年度策定の「第２次日高村子ども読書活動推進計画」にある「地域ぐるみで読書推進の村づくり」を進めるためにも読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成講座などの開催や地域・保育園・図書館の更なる連携強化を進めます。

（５）地域スポーツの振興

多くの住民が世代を越えて気軽に参加できる各種のスポーツ教室等を開催し、日頃スポーツへ参加する機会に恵まれない住民に、スポーツを通じて生きがいづくりや健康と体力の増進を進める取組を支援します。

また、「日高村総合運動公園」を地域スポーツの拠点として、より効果的に活用できるための取組を進めます。

① ひだか茂平マラソンの充実

県内の主要な市民マラソンの一つとして、全国的にも認められた「ひだか茂平マラソン」をより魅力あるイベントにするため、参加者により楽しんでいただくためのイベント内容の検討、ゲストランナーの招待、村内企業や施設との連携強化等、新たな企画を取り入れ、村をあげた取組を進めます。

② 地域スポーツ施設の充実

地域スポーツの拠点である「日高村総合運動公園」について、利用状況のモニタリングやニーズ把握を行い、住民の身近な施設としてより効果的な利活用を図ります。また、定期的な維持修繕の実施等、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

（6）文化・芸術活動の振興

① 文化財、天然記念物、伝承文化の保護・保存

○ 有形文化財、天然記念物については、文化財保護審議会の指導のもと、定期的な巡視等、適切な保護・保存活動を実施しするとともに、その他の文化遺産や歴史的資料についても、調査・研究を行い、収集や保存・活用に努めます。

○ 無形文化財をはじめ地域の伝承文化についても、伝承者や保存団体の育成、学校教育での保存活動推進等により、その保存・伝承に努めます。

○ 産業郷土資料館の展示内容の充実や観光への活用等、有効活用に向けた取組を進めます。

② 総合美術展

生涯学習フェスタの催しの一つとして、地域社会の美育に対する関心を深め，美育を振興し，豊かな人間性を培い，合せて地域文化の発展に寄与するために，継続的に開催します。

③ 文化推進協議会の振興

住民の文化活動発表の場、文化に触れあう場としての文化祭、総合美術展を支援することにより、文化推進協議会の充実発展を図ります。

4．保健・福祉・教育の連携により、0歳から15歳までの子どもの育ち及び若者の自立を総合的に支援する環境の充実

（1）家庭・地域の子育て力の向上

① 子育て支援センター事業の推進

○ 地域における子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、センターにおける事業の周知・広報活動を実施します。

○ 保育園に通っていない就学前の乳幼児とその保護者に対して、保育園施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。

② 子どもの発達に関する課題の早期発見と就学指導の推進

○ 医師・公認心理師・プレイアドバイザー等を招聘して、集団の中での子どもたちの精神発達面を診断することにより、早期発見・早期介入・早期療育の支援を実施します。

○ 就学時健診の際に、公認心理師等による個別式検査を実施し、保護者の同意を得て小学校に伝えることにより、就学前後の効果的な移行を図ります。

③ 望ましい生活習慣づくり

○ 子どもたちの生活習慣の実態を把握・分析しながら、家庭と学校等との連携による早寝・早起き・朝ごはん運動を展開するとともに、家庭における学習習慣づくりを推進する等、子どもの生活リズムの改善に取り組みます。

○ ＰＴＡをはじめ地域の教育関係機関と連携し、基本的な生活習慣や食育に関する講話や調理実習等、親の子育てに対する理解を深めるための学習の充実を図ります。さらに、親の子育て力向上のためのパンフレットを家庭に配布するとともに、若い保護者を対象とした研修や保育士体験等、親育ち支援のための取組の充実を図ります。

（２）子育て支援制度及びサービスの充実

① 保育事業の充実

児童福祉・教育・保健機関等との総合的な連携強化に努め、保育園を子育てに関する相談機関と位置付けた取組を進めます。また、保護者の多様な就労環境に応じた延長保育や児童を３人以上養育している多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を実施します。そして、障害のある子どもに対しては、その実態に応じた適切な保育・教育を実施します。

② 子育て支援サービス事業の充実

保護者が病気になった時の児童養護施設での短期間の受け入れ、病気回復期にある子どもの医療機関での一時的預り、１歳までの親子の家庭に対するホームヘルパー派遣等、利用者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

（３）教育相談、就学指導、要保護児童対策の充実

子どもの発達状態や子育て、就学に関する困難事例を早期に発見し、関係機関との連携により速やかに対応するとともに、児童虐待や児童・生徒の不登校等の問題行動に対しても、迅速な対応と総合的なフォローを実施する体制を整備します。

① スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)、教育相談員活動の充実

児童・生徒の不登校やいじめ、問題行動等の背景にある学校・家庭・地域の実態を把握して関係機関との調整を行い、適切な支援、対応を行うとともに、適正な就学指導を実施するため、ＳＳＷ及び教育相談員の活動の充実を図ります。

② 要保護児童対策地域協議会（要対協）の充実

要対協の事務局である子ども支援室が、児童虐待に係るケースやその疑いがあるケースや児童が施設へ入所しているケースを管理し、組織する各関係機関との連携をもとにした個別ケース会議等を通じて、対象児童への支援の充実に努めます。

また、要対協を組織する関係機関は、常に連絡を取り合い、ケースの背景を把握し情報の共有に努め、迅速かつ適切な対応を行います。

（４）子どもの安全確保と青少年の健全育成

① 地域ぐるみの学校安全推進事業の充実

管内小中学校の児童・生徒が安全で安心して教育を受けられるように、引き続き県から委嘱されたスクールガードリーダーと学校安全ボランティアであるスクールガードが、児童・生徒の登下校時の見廻りを定期的に実施します。

② 交通安全の意識の高揚と環境整備

交通ルールの遵守や正しい交通マナー等、住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るため、全国交通安全運動等への取組を関係機関と連携し推進します。

また、「日高村通学路安全プログラム」等により、関係機関が連携し通園・通学路の危険箇所の調査や改善要望を行い、子どもたちの安全を確保するとともに、防犯灯の設置や子ども 110 番の家の指定の充実を図ります。

③ 青少年補導育成活動の推進

「日高村少年補導育成センター」が、子どもたちを非行から守るため、早朝の街頭指導、午前・午後・夜間における街頭や駅、公園等の巡回を行うとともに、環境浄化活動や広報啓発活動を推進します。また、青色回転灯による防犯パトロールを毎週金曜日夜間、毎月第３木曜日の通学安全の日等に実施して、子どもたちを犯罪から守ります。

（５）就学支援対策の充実

① 新たな奨学資金制度の研究

奨学資金制度を活用し卒業しても、依然続く厳しい経済状況の中、就職できず、返還が滞るケースが増えています。本制度は就学支援には必要な施策であり、貸付制度の見直しも含めて、研究を進めます。

② 就学援助事業の実施

義務教育の機会均等を図るための重要なセーフティーネット施策と位置付け、引き続き対象児童・生徒に対して、適切な支援を行います。

（６）青少年の自立と社会参加への支援の充実

① 青少年の自立心を培う家庭環境づくり

他者への信頼感や、自己への肯定感の形成に必要な親子の愛情を基礎に、居場所や共同生活の場として家庭をとらえ直します。併せて、親子・家族関係の再生、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、家族と地域との結び付き等を通して青少年の育成を支援します。

② キャリア教育の推進

青少年が早くから職業意識を持てるように、生産活動経験の場や多様な職業体験の場の提供等キャリア教育の充実を図ります。

③ 青少年活動を支援する人材の育成

充実した青少年の活動を支援するための人材の育成を進めるとともに、青少年にかかわる組織・団体の支援をしていきます。

④ 青少年の地域行事等への参画・参加

村に在住している若者に、その知力とパワーを積極的に活かして、村の行事やイベント等の企画や運営に関わってもらうなど、青少年の地域活動への参画・参加を呼びかけていくことで、地域の次代を担う人材の発掘・育成に努めます。

(7) カルテットプロジェクト

○ 教育サポートシステム・就労サポートシステム・教育、就労支援センター

特別な手助けを必要とする子どもに対し、教育と福祉が連携して役割を担い、家庭・地域と力を合わせ、関係諸機関とともに多様な支援を行っていきます。

重大なケースに対しては、教育部門と福祉部門が協働して、集中的・継続的な支援を実施します。

第５章　計画の推進

１　役割分担、連携・協働

施策を推進していくうえで、保育園、学校、家庭、地域住民等の役割の明確化と関係機関との連携・協働を促進することが重要であり、そのための総合的な調整を教育委員会が行います。

２　進行管理と評価

日高村教育振興基本計画を効果的に推進するためには、施策の点検と、その結果の評価が必要です。実施した施策について、ＰＤＣＡサイクルにより目標達成度や有効性の観点から自己点検評価を行います。そして、新たに生じた課題等については、その対応を協議し、必要に応じて計画の見直しを行います。